3　一方の締約国の特定の措置について、他方の締約国が2に規定する貿易の技術的障害に関する協定の規定にのみ違反していると申し立てる紛争が生じた場合には、第二十一・二十七条1の規定にかかわらず、他方の締約国は、世界貿易機関設立協定による紛争解決の制度を選択する。

第七・四条　定義

この章の規定の適用上、貿易の技術的障害に関する協定附属書一に定める用語及び定義を適用する。

第七・五条　強制規格

1　両締約国は、強制規格の立案、制定及び適用について、規制に関する良い慣行の重要性（特に、WTOの貿易の技術的障害に関する委員会が行う規制に関する良い慣行についての活動の重要性）を認識する。このため、各締約国は、次のことを約束する。

(a)　強制規格を作成するに当たり、次のことを行うこと。

(i)　貿易の技術的障害に関する協定2.2の規定に従い、強制規格案が自国の正当な目的を達成するために必要な範囲を超えて貿易制限的とならないことを確保するため、自国の正当な目的を達成することができる強制規格案の代替手段であって、利用可能なもの（規制によるかどうかを問わない。）を、自国の法令又は行政上の指針に従って評価すること。この(i)の規定は、緊急の問題（安全上、健康上、環境の保全上又は国家の安全保障上の緊急の問題を含む。）が生じている場合又は生ずるおそれがある場合には、各締約国が遅滞なく措置を立案し、制定し、及び適用する権利に影響を及ぼすものではない。

(ii)　貿易に著しい影響を及ぼす強制規格についての影響評価（当該強制規格の貿易への影響に関する評価を含む。）を体系的に実施するよう努めること。

(iii)　適当な場合には、デザイン又は記述的に示された特性よりも性能に着目した産品の要件に基づく強制規格を定めること。

(b)　制定された強制規格について、貿易の技術的障害に関する協定2.3の規定の適用を妨げることなく、特に、関連する国際規格との収れんを進めるため、できる限り五年を超えない適当な間隔で見直すこと。締約国は、その見直しを行うに当たり、特に、関連する国際規格における新たな発展及び当該締約国の強制規格と関連する国際規格との相違を生じさせた状況が引き続き存在するかどうかを考慮に入れる。一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、他方の締約国に対して当該見直しの結果を通報し、説明する。

2　一方の締約国は、自国の強制規格と他方の締約国の強制規格であって同様の目的及び対象産品を有するものとが同等であると認める場合には、他方の締約国に対し、詳細な理由を示した上で、これらの強制規格を同等なものとして認めるよう書面により要請することができる。要請された締約国は、これらの強制規格が異なるものであっても、これらの強制規格を同等なものとして受け入れることに積極的な考慮を払う。ただし、要請する締約国の強制規格が要請された締約国の強制規格の目的を十分に達成することが満たされることを条件とする。要請された締約国は、要請する締約国の強制規格を要請された締約国の強制規格と同等なものとして受け入れない場合において、要請する締約国の要請があるときは、そのような決定を行った理由を説明する。

3　一方の締約国が、他方の締約国の強制規格と類似の強制規格を作成することに関心を有している場合において、他方の締約国に要請を行ったときは、要請された他方の締約国は、自国の強制規格の作成に当たって利用した関連の情報（研究及び文書を含む。ただし、秘密の情報を除く。）を実行可能な範囲内で、要請した一方の締約国に提供する。

4　各締約国は、自国の全領域に適用される強制規格において設定される要件であって、産品の市場への提供に関するものを一律に、かつ、一貫して適用する。一方の締約国は、当該要件のいずれかが他方の締約国の領域において一律に、かつ、一貫して適用されておらず、及びそのような状況が二国間の貿易に著しい影響をもたらしていると信ずるに足りる裏付けられた理由がある場合には、問題を明確にするため、及び適当なときは第七・十四条に規定する連絡部局又はこの協定に基づいて設置される他の適当な組織が適時に当該問題に対処するため、他方の締約国に対し当該裏付けられた理由を通報することができる。

第七・六条　国際規格

1　この章の規定及び貿易の技術的障害に関する協定の適用上、国際標準化機構（ＩＳＯ）、国際電気標準会議（ＩＥＣ）、国際電気通信連合（ＩＴＵ）、食品規格委員会、国際民間航空機関（ＩＣＡＯ）、国際連合欧州経済委員会（ＵＮＥＣＥ）の枠組みにおける自動車基準調和世界フォーラム（ＷＰ二十九）、化学品の分類及び表示に関する世界調和システムに関する国際連合専門家小委員会（ＵＮＳＣＥＧＨＳ）その他の国際機関及び医薬品規制調和国際会議（ＩＣＨ）が発表した規格は、当該規格の作成に当たり貿易の技術的障害に関する協定第二条及び第五条並びに貿易の技術的障害に関する協定附属書三の規定に関する国際規格、指針及び勧告の作成のための原則についてのＷＴＯの貿易の技術的障害に関する委員会による決定（注）に定める原則及び手続が遵守されたことを条件として、この章、貿易の技術的障害に関する協定第二条及び第五条並びに貿易の技術的障害に関する協定附属書三に定める関連する国際規格とみなす。ただし、当該規格又はその関連部分が、追求される正当な目的の達成のために効果的でなく、又は適当でない場合は、この限りでない。

注　二千年十一月十三日付けの世界貿易機関文書Ｇ／ＴＢＴ／第九号の附属書四

2　両締約国は、任意規格についてできる限り広い範囲にわたる調和を図るため、自国の領域内の地域標準化機関又は国内標準化機関に次のことを行うよう奨励する。

(a)　関連する国際標準化機関が国際規格を立案する場合には、能力の範囲内で十分な役割を果たすこと。

(b)　関連する国際規格を当該地域標準化機関又は国内標準化機関が作成する任意規格の基礎として用いること。ただし、当該関連する国際規格が、不十分な保護の水準、気候上の又は地理的な基本的要因、基本的な技術上の問題等の理由により、効果的でなく、又は適当でない場合は、この限りでない。

(c)　国際標準化機関の活動との全部又は一部の重複を避けること。

(d)　関連する国際規格を基礎としていない当該地域標準化機関又は国内標準化機関の任意規格について、当該関連する国際規格との収れんを進めるため、できる限り五年を超えない適当な間隔で見直すこと。

3

(a)　強制規格又は適合性評価手続を作成する場合には、次のとおりとする。

　各締約国は、貿易の技術的障害に関する協定2.4及び5.4に定める範囲内で、関連する国際規格、指針若しくは勧告又はこれらの関連部分を自国の強制規格及び適合性評価手続の基礎として用い、並びに自国の強制規格及び適合性評価手続が当該関連する国際規格と比較して相違し、又は追加的な要件を課することを避ける。ただし、強制規格又は適合性評価手続を作成する締約国が、関連する情報（利用可能な科学上又は技術上の証拠を含む。）に基づき、当該関連する国際規格が貿易の技術的障害に関する協定2.2及び5.4に規定する追求される正当な目的の達成のために効果的でなく、又は適当でないと証明することができる場合は、この限りでない。